

公立大学法人福井県立大学
動物実験施設の緊急時対応マニュアル

地震・火災・長時間停電等の緊急時に採るべき措置について、以下の通り定める。

なお、一般的な緊急対応は「福井県立大学危機対応実践マニュアル」に定められているが、ここでは動物実験施設に特有の事情を考慮して改めて定めるものである。

1. 動物実験施設利用者用の対応マニュアル

1) 初期対応（生命、安全確保の優先）

生命・安全確保を最優先に考えて行動する事。

地震発生時： 揺れが収まった後、飼育棟／実験室／飼育室の損壊や、火災発生に注意して行動する。

火災発生時： 可能であれば初期消火を行う。不可能な場合は避難を優先する。

2) 実験中の動物への対応

実験中の動物はケージや動物用コンテナに収容し、さらに可能であれば飼育室へ戻す。地震発生時はケージの転落・飼育室内における逸走が想定されるため、飼育室ドアを開けずに内部を確認するなど注意する。停電等により確認できない場合は無理にドアを開けず、動物ケージを前室の床に置くなど、逸走防止に万全を期すこと。

3) 使用中の機器への対応

停止可能な機器は停止させ、電源を切る。

4) 使用中の薬品への対応

まず平時より必要最小限の薬品のみとし、不要な試薬を飼育施設に保管しない。

火災発生時： 危険物・可燃物は、可能ならば延焼の危険性のない場所へ移動させる。

地震発生時： 落下により破損しないように床の上に置く。

5) ガス、電気、水道、酸素ボンベ等への対応。

ただちに使用を中止し、元栓を閉じる。

6) エレベータ使用時の対応

ただちに近くの階に停止させて脱出する。脱出困難な場合は非常ボタンを押して救助を求める。また動物をケージで搬送中の場合は、逸走させないように特に注意する。

7) 飼育室・実験室・飼育施設からの脱出

緊急脱出が必要な場合は、実験動物の逸走を防ぐため、飼育室・実験室・飼育施設の出入口ドアを閉じて、すぐに脱出する。緊急脱出が不要な場合は、8) 通報を先に行い、責任者の指示にしたがう。緊急脱出の必要性が不明な場合は、脱出を優先する。

8) 通報

火災発生時： 大声で助けを求め周囲に事態を知らせる。周囲に誰もいないときは、緊急通報する。火災報知機があれば押す。

・学外通報先：外線 119 番、

・学内通報先：①永平寺キャンパス：防災センター（守衛室）内線 1030

②小浜キャンパス：0770-52-6300

地震発生時： 揺れが収まった後、緊急連絡網にしたがって通報し、適切な指示にしたがって行動する。

※連絡網の寸断などにより責任者等に連絡がつかず、自身の安全確保状況が不明な場合は、避難を優先する。責任者等に連絡がつかず、また小規模災害などのため、自身の安全確保が明確な場合には、4. 復旧マニュアルの 1)初期対応にしたがって対応したのち避難する。

2. 緊急連絡網

別紙参照。

3. 学内および学外への連絡体制

1) 一般的手順

緊急時連絡網ならびに本研究対応マニュアルに記載した通り、実験動物や飼養保管施設の状況について、関係者間で連絡を取って情報を共有し、管理者・実験動物管理者・動物実験責任者等の指示にしたがって対応する。

飼育動物の逸走が確認されている場合は、すみやかに逸走時連絡マニュアルにしたがって連絡を取ること。

2) 取扱いに注意を要する実験動物について

次に掲げるような逸走時にヒトに危害を与える恐れのある動物や環境に悪影響を与える恐れのある動物については、特に飼育室外や飼養保管施設外への逸走防止に留意しなければならないが、逸走が確認された場合は速やかに学内外に連絡・対応する。

対象動物：

遺伝子組換え動物、病原微生物感染動物、発がん物質などの危険物を投与された動物、特定外来生物、毒ヘビなど危険性の高い動物（特定生物）・外来生物

3) 関係諸機関の通報連絡先

永平寺キャンパスおよび小浜キャンパスにおける関係諸機関の連絡先は、別紙の緊急連絡網ならびに逸走時連絡網に記載した通り。

また文部科学省研究振興局ライフサイエンス課の連絡先は次の通り。

TEL: 03-5253-4111 (内線 4366), 03-6734-4366 (直通)

FAX: 03-6734-4109

4. 復旧マニュアル

1) 初期対応

本マニュアル上記 1～3 にしたがって対応する。

小規模災害の場合は、安全が確保され次第すみやかに、次の①～⑥の対応を行う。

- ①実験動物の生存状況を確認する。(逸走に注意して飼育室ドアを開けること)
- ②飼育室内に逸走動物がいればケージに収容する。飼育室／飼育施設の外に逸走した動物が確認された場合は、緊急連絡網にしたがって対応し、捕獲に尽力する。
- ③給餌・給水を確保する。
- ④飼育に必要な物品(飼料など)の保管量を確認する。
- ⑤電気・水道・空調設備などの状況を確認する。
- ⑥施設状況などから飼育の継続が困難と判断される場合、飼育管理者・実験責任者と連絡を取りながら安楽死について検討する。

2) 災害発生から 1 週間以内の対応 (中規模災害以上)

飼育施設の安全を確認後、以下の対応を行う。

- ①被害状況の把握
- ②動物実験実施者等の出勤状況の把握・管理責任者の指示確認
- ③責任者の指示を仰ぎながら、1) 初期対応の①～⑥と同じ対応を行う。
- ④動物屍体保管庫の確認
- ⑤連絡体制網と対応については、本マニュアル 1～3 にしたがう。

3) 災害等からの復旧が長期化する場合の対応

- ①緊急連絡網の指揮系統の下で、飼育管理体制の再構築を行う。
- ②再構築した管理体制の下で、以下について適切に対応する。
 - ・生存している実験動物があれば、その飼育継続が可能か検討する。不可能な場合は、安楽死を検討する。
 - ・飼育施設の機能回復について検討する。
 - ・その他の想定外の事象については、すべて再構築した管理体制の下で責任者の指示を仰ぐ。

5. 緊急時への備え

以下の事項について、各施設において日頃から適切に対応している事。

- 1) 飼料・飲み水・床敷きの備蓄（各施設において適切と判断される期間分）
- 2) 二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適正な管理と保管
- 3) 各種機器類の固定
- 4) 非常口の確保と点検
- 5) 避難経路の確認
- 6) 緊急時に必要となる資材（懐中電灯など）、安全保護具等の確認。

6. マニュアルの適切な改訂について

本マニュアルは関連規定・指針などの改正等に適切に対応するため適宜改正し、本学動物実験委員会が管理する。

平成 27 年 3 月 19 日更新

平成 27 年 4 月 22 日更新

平成 29 年 4 月 1 日更新